

安芸市高齢者活動センター・老人憩の家
指定管理者募集要項

令和 7 年 12 月

安芸市健康介護課

安芸市高齢者活動センター・老人憩の家 指定管理者募集要項

安芸市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 23 号）第 2 条の規定に基づき、安芸市寿老人憩の家の指定管理者（管理運営を実施する団体等）を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

安芸市高齢者活動センター・老人憩の家（以下「指定管理施設」という。）

(2) 所在地

安芸市寿町 2 番 8 号

(3) 施設概要

別紙『安芸市高齢者活動センター・老人憩の家指定管理仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 指定管理者が行う業務

安芸市老人憩の家条例（昭和 54 年条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 条に規定する目的を達成するために行う以下の業務。

(1) 第 1 条の目的のために必要な業務

(2) 老人憩の家の使用許可、取消し及び利用の制限に係る業務

(3) 老人憩の家の施設及び設備の維持管理に係る業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

3 指定管理料

指定管理施設の指定管理に係る経費については、市と指定管理者で別途協議することとします。

4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 応募資格

安全円滑に対象施設を管理運営できる法人及びその他の団体とします。

6 提出書類

次の書類を提出してください。

(1) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号（第 4 条関係））

- (2) 指定管理者事業計画書（別記様式第 1 号）
- (3) 申請者に関する書類
 - ①定款、規約、その他これらに類する書類
 - ②法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
 - ③過去 3 ヶ年分の財務諸表等経営の状況を示す書類
 - ④国税、県税及び市税の滞納がないことを証する書類
 - ⑤設立主旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの

7 質問等

応募者説明会はありません。質問等がある場合は、質問書（別記様式第 2 号）をメール又は F A X にて提出してください。

E メール fureai@city.aki.lg.jp

F A X 0887-32-0301

質問受付期間（令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 5 時 00 分まで）

8 申請書提出先及び提出期間

申請書類は下記まで直接または郵送にて提出してください。

- (1) 提出先 安芸市健康介護課健康ふれあい係
〒784-8501 安芸市土居 82 番地 1
電話 0887-32-0300
- (2) 提出期間 令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 7 年 12 月 22 日（月）まで。
（土、日、祝祭日は除く）
提出時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

※郵送の場合、書留郵便により令和 7 年 12 月 22 日午後 5 時までに必着のこと。

9 選定方法

安芸市公の施設に係る指定管理者選定委員会において、各委員が選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者の候補者として選定します。

ア 団体概要等

業務遂行能力及び業務実績

イ 事業計画

施設の管理・運営計画

事業計画

10 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

11 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不適当と認められるもの。

12 選定委員会

令和 8 年 1 月に開催する予定です。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションによるものとします。プレゼンテーションの時間及び場所については後日連絡します。

13 選定結果のお知らせ

選定委員会による選定後、申請者全員に速やかに文書にてお知らせします。

14 指定管理者の決定

- (1) 指定管理者は令和 8 年 3 月に行われる第 1 回安芸市議会定例会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結します。

15 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 選定委員会の選定結果について異議の申し立てはできません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は市役所内および選定委員会での検討に限ります。）
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。

【問い合わせ先】

安芸市健康介護課 健康ふれあい係

電 話：0887-32-0300

F A X：0887-32-0301

Eメール：fureai@city.aki.lg.jp